**平成２３年（フ）第１０４号**
三重県鈴鹿市竹野１丁目９番17号　２－Ｃ
債務者　森田あずさ
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１０９号**
三重県鈴鹿市三日市２丁目14番15号、前住所三重県鈴鹿市肥田町267番地の１
債務者　岩谷　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１１０号**
三重県鈴鹿市神戸５丁目２番31号
債務者　髙橋　一郎
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１１４号**
三重県亀山市川崎町1578番地２　アルベールＥ棟１－Ａ号室、前住所三重県亀山市川崎町1583番地２
債務者　若井　弘美（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１２１号**
三重県津市高茶屋６丁目15番25号　プレジュール梅田Ｃ－101、前住所大阪府藤井寺市岡１丁目９番45号
債務者　宮崎　道宏
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１２４号**
三重県津市美杉町八知4533番地、前住所三重県津市長岡町1213番地22
債務者　前川　公秀
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
津地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第３９１号**
神戸市垂水区本多聞４丁目５番303―201号、従前の住所神戸市垂水区本多聞４丁目５番301―501号
債務者　木村　正明
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３９２号**
神戸市垂水区本多聞４丁目５番303―201号、従前の住所神戸市垂水区本多聞４丁目５番301―501号
債務者　木村　道子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３９３号**
神戸市長田区重池町２丁目３番５－4303号
債務者　福壽　広子（旧姓池崎）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６０６号**
兵庫県三田市小野1218番地１
債務者　古城　　博
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６２２号**
兵庫県三木市与呂木76番地の３
債務者　常盤あい子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６８３号**
神戸市中央区栄町通５丁目１番17―701号
債務者　伊藤　　昇
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６９８号**
神戸市中央区旭通１丁目１番１－410号
債務者　義原健治こと　具　　熙祥
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２５７号**
兵庫県伊丹市鋳物師２丁目19番ポエムサンモリッツ６号室、住民票上の住所大阪府泉大津市東雲町13番１号アトリウム12　Ｃ－202
債務者　古賀　義雄
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第２６１号**
愛媛県松山市千舟町１丁目５番地４　メゾン千舟302号
債務者　入船　優子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第２７３号**
愛媛県松山市保免西１丁目８番25号　セジュール保免Ｃ102号
債務者　田村　晃一
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第２７９号**
愛媛県松山市南高井町1177番地３
債務者　瀧野　美穂
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
松山地方裁判所